

以下、掲載しない部分（予定）

当日配布No.2

(14) ファミリー・サポート・センター事業【実施しない】

ア 事業内容

子育ての手助けをしたい方と手助けをして欲しい方の双方が会員となる相互援助のためのしくみをつくり、お互いに助けたり助けられたりしながら、子育てを支援するための会員間の橋渡しを行う事業です。

イ 取組状況

本市では、共働きの保護者が多く、仕事や自分のやりたいことに時間が十分取れないと悩む保護者が多く、大野市のニーズ（スタイル）に馴染まないと考えられること、市としては既存の支援を十分に活用してもらうことに重点を置きたいことから、本計画策定に当たっては本事業の実施は見送ることとします。今後、人のつながり、地域のつながり、社会のつながりにより、こども・若者・子育て世代への支援を行う機運が高まった時点で事業の実施を検討します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業(新規)【実施しない】

ア 事業内容

子育て当事者や妊婦、ヤングケアラーなどを抱える家庭に、訪問支援員が訪問し支援を行うもので、訪問時には家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事や子育ての負担軽減のための支援を行う事業です。

イ 取組状況

本市では、既に家事援助やリフレッシュサービス（レスパイトサービス）を提供する子育てライフサポート事業に取り組んでおり、この取組の中で子育てに関する不安や悩みの傾聴、精神的負担の軽減につなげられることから、本計画策定に当たっては事業の実施は見送ることとします。

(16) 児童育成支援拠点事業(新規)【実施しない】

ア 事業内容

家庭や学校に居場所がない児童に(1)安全・安心な居場所の提供、(2)生活習慣の形成に関する助言、(3)学習の支援、(4)食事の提供などを行う事業です。

イ 取組状況

虐待によりこどもの居場所がない場合は一時保護などの措置で対応すべきである。こどもの居場所がない場合は、その要因に対して直接対応をすべきであると考えことから、本計画策定に当たっては事業の実施は見送ることとします。

(17) 親子関係形成支援事業(新規)【実施しない】

ア 事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童にする研修と同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの支援を行う事業です。

イ 取組状況

本市は共働きの保護者が多く、仕事や自分のやりたいことに時間が十分取れないと悩む保護者が多いことから、大野市のニーズ（スタイル）には馴染まないと考えられることから、本計画策定に当たっては事業の実施は見送ることとします。